

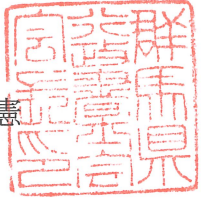
群行発第 549 号

令和 8 年 1 月 29 日

一般社団法人 群馬県宅地建物取引業協会 御中

群馬県行政書士会

会長 古田島 俊憲



行政書士法の一部を改正する法律の趣旨の周知について（依頼）

日頃から行政書士制度へのご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、行政書士法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 65 号。以下「改正法」という。）が令和 7 年 6 月 13 日に公布され、令和 8 年 1 月 1 日から施行されました。

改正法により、行政書士法第 19 条第 1 項の業務の制限規定に「他人の依頼を受けいかなる名目によるかを問わず報酬を得て」の文言が加えられ、その趣旨が明確にされました。

この改正は、行政書士や行政書士法人でない者が、他人の依頼を受け、「会費」、「手数料」、「コンサルタント料」、「商品代金」などのどのような名目であっても、対価を受領して、業として、官公署に提出する書類等を作成することは違法であるという現行法の解釈を条文に明示することにより、行政書士や行政書士法人でない者による違反行為の更なる抑制を図ることを目的としています。

また、改正法では、行政書士や行政書士法人でない者が業務の制限違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その行為者が所属する法人又は人に対しても百万円以下の罰金刑を科する両罰規定が整備されました（行政書士法第 23 条の 3）。

つきましては、改正法の趣旨等についてご理解をいただくとともに、必要に応じて貴団体傘下の会員事業所等に周知していただきますようお願い申し上げます。

今後とも、行政書士制度へのご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

以上